



山形県公報

平成23年3月25日(金)
第2230号
毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(学事文書課) ……246
- 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(食品安全対策課) ……同
- 山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(地域医療対策課) ……同
- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…(障がい福祉課) ……248
- 山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……250
- 山形県道路占用規則の一部を改正する規則……………(道路課) ……252

告 示

- 国定公園の公園事業の概要……………(みどり自然課) ……同
- 山形県身体障害者保養所東紅苑の利用時間……………(障がい福祉課) ……同
- 山形県身体障害者保養所東紅苑の利用料金……………(同) ……同
- 山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用時間……………(同) ……253
- 山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用料金……………(同) ……同
- 山形県立ワークショップ明星園の開館時間及び休館日……………(同) ……254
- 山形県立ふれあいの家の利用料金……………(同) ……同
- 山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程を廃止する規程……………(森林課) ……255
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……256
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……257
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……258
- 県道の供用の廃止……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……259
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……261
- 同……………(同) ……262
- 同……………(同) ……263
- 同……………(同) ……267
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……270
- 同……………(同) ……272
- 同……………(同) ……273
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……276

議 会 関 係

規 則

○政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則…278

公安委員会関係

規 則

○山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則…………… 同

公 告

○一般競争入札の中止……………（中央病院）…279

規 則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山形県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年12月県規則第86号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中 「先物取引の事業・雑所得」 を 「先物取引の事業・譲渡・雑所得」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第15条中「別表第1第11項」を「別表第1第14項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成17年7月県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第15条第3号を次のように改める。

(3) 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター

第18条を第19条とする。

第17条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 進級できなかったとき。

第17条第2項中「第5号」を「第6号」に、「除く。）」を「除く。）」及び地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者で条例第8条第2項の規定の適用を受けるもの」に改め、同条第3項第4号中「又は診療科等」を削り、同条を第18条とする。

第16条第2項中「別記様式第8号」を「別記様式第9号」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(後期研修の受講の申請手続)

第16条 条例第8条第1項第1号イ(ハ)の規定に該当することにより同イただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、知事が定める日までに、後期研修受講申請書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

別記様式第8号を別記様式第9号とし、別記様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

後 期 研 修 受 講 申 請 書

山形県医師修学資金等貸与条例施行規則に基づき、返還の債務の免除のための在職期間に含まれない後期研修を受講したいので申請します。

貸与を受けた者の氏名		決定番号	
貸与期間	年 月から 年 月まで(計 年 月)		
区分	医療機関の名称(診療科等)	研修期間	
返還の債務の免除のための在職期間に含まれる後期研修		年 月から 年 月まで (年 月)	
		年 月から 年 月まで (年 月)	
		年 月から 年 月まで (年 月)	
返還の債務の免除のための在職期間に含まれない後期研修		年 月から 年 月まで (年 月)	
		年 月から 年 月まで (年 月)	
		年 月から 年 月まで (年 月)	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第25号の2の2を次のように改める。

様式第25号の2の2

診断書 (精神障がい者保健福祉手帳用)

フリガナ氏名	年 月 日生 (歳)	男 ・ 女
住所	年 月 日	男 ・ 女
① 病名 (ICDコード欄には、F00～F99、あるいはG40のいずれかを記載すること。)	ICDコード ()	
(1) 主たる精神障害	ICDコード ()	
(2) 従たる精神障害	ICDコード ()	
(3) 身体合併症	身体障害者手帳 (有・無、種別)	(級)
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日	年 月 日 □ 診療録で確認
	□ 本人又は家族等の申立て	
③ 発病から現在までの病歴、内容 (推定発病年月、発病状況、治療内容等を記載すること。)	推定発病年月	年 月 日
器質性精神障害 (認知症を除く。)の場合、発症の原因となつた疾患名とその発症日 (疾患名)	年 月 日	
④ 治療歴		
⑤ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲むこと。現在は状態が安定しているが、医療を中断すると起こり得る症状については、◎で囲むこと。)		
(1) 抑鬱状態	1 思考・運動抑制 2 易刺激性・興奮 3 憂鬱気分 4 その他 ()	
(2) 躁状態	1 思考・運動抑制 2 多弁 3 感情高揚・易刺激性 4 その他 ()	
(3) 幻覚妄想状態	1 幻覚 2 妄想 3 その他 ()	
(4) 精神運動興奮又は昏迷の状態	1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ()	
(5) 統合失調症等残遺状態	1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 ()	
(6) 情動及び行動の障害	1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他 ()	
(7) 不安及び不穏	1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 ()	
(8) 意識障害	1 せん妄 2 もうろう状態 3 その他 ()	
(9) 精神作用物質の乱用及び依存等	1 アルコール 2 覚醒剤 3 有機溶剤 4 その他 ()	
(10) 知的障害 (精神遅滞)	1 乱用 2 依存 3 残遺性・遺伝性・発達性精神病性障害 4 その他 ()	
⑥ 認知症	1 認知機能 (記憶・学習等の障害) 2 軽度 3 中等度 4 重度 5 療育手帳 (有・無、等級等) 6 書き取り 7 算数 8 その他 ()	
⑦ 遂行機能障害	1 認知症 2 軽度 3 中等度 4 重度 5 療育手帳 (有・無、等級等) 6 書き取り 7 算数 8 その他 ()	

※ 判定	1 級	2 級	3 級	否	保	参 考 事 項
						1 初回 2 継続 (級) 3 その他 (級)

(11) てんかん発作
1 全般性強直間代発作 2 意識減損発作 3 意識減損発作 4 単純部発作 5 その他 ()
ア 頻度 ()
イ 最終発作 ()

(12) 広汎性発達障害関連症状
1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害
3 限定した常同的・反復的な関心と活動 4 その他 ()
(13) その他 ()

⑥ ⑤の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見、身体所見 (神経学的所見を含む) 等

⑦ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断すること。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断すること。)

1 現在の生活環境
入院・入所施設名 () ・在宅(ア 単身・イ 家族と同居) ・その他 ()

2 日常生活能力の判定 (該当するものを○で囲むこと。)

(1) 適切な食事摂取
自発的にできる・自発的にできないが援助が必要・援助があればできる・できない

(2) 身辺の清潔保持、規則正しい生活
自発的にできる・自発的にできないが援助が必要・援助があればできる・できない

(3) 金銭管理と買物
適切にできる・おこなねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(4) 通院と服薬 (要・不要)
適切にできる・おこなねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(5) 他人との意思伝達・対人関係
適切にできる・おこなねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(6) 身辺の安全保持・危機対応
適切にできる・おこなねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(7) 社会的手続や公施設の利用
適切にできる・おこなねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

(8) 趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加
適切にできる・おこなねできるが援助が必要・援助があればできる・できない

⑧ ⑦の具体的程度、状態等 (日常生活、社会生活に対する長期的制限の状況について具体的に記載すること。)

⑨ 現在の障害福祉サービス等の利用状況 (該当する項目を○で囲むこと。)

1 障害者自立支援法に規定するサービス(ア 自立訓練(生活訓練)、イ 共同生活援助(グループホーム)、ウ 共同生活介護(ケアホーム)、エ 居宅介護(ホームヘルプ)、オ 重度訪問介護)

2 生活保護(有・無) 3 その他 ()

⑩ 備考
上記のとおり、診断します。
医療機関の名称
医療機関の所在地
電話番号
科
診療科名
医師氏名 (自署または記名押印)

注意 1. ※の欄は記載しないこと。
2. ICDコードは、ICD-10 (国際疾病分類第10版、WHO) に準じ、文字数字コード3桁又は4桁レベルで記載すること。

別記様式第25号の4中「氏名（記名押印又は署名）」を「氏名（記名押印又は署名）
年 月 日生」に、
「氏名（県内において居住地、他の都道府県から居住地）」を「居住地等」に、「1 変更事項」を
「1 変更事項（該当する番号を○で囲んでください。）

(1) 県内における居住地変更

(2) 他の都道府県からの居住地変更 に、「2 変更年月日」を「3 変更年月日」に改める。

(3) 氏名の変更

2 変更内容

別記様式第25号の5中「氏名 ⑩」を「氏名 ⑩
年 月 日生」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第25号の2の2、別記様式第25号の4及び別記様式第25号の5の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県障害者自立支援法の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号

自立支援医療診断書（精神通院医療）

フリガナ氏名	年 月 日 生 () 歳	男	女
住所			
① 病名 (ICDコード欄には、F00～F99、あるいはG40のいずれかを記載してください。)	ICDコード ()		
(1) 主たる精神障害			
(2) 従たる精神障害	ICDコード ()		
(3) 身体合併症			
② 発病から現在までの病歴（推定発病年月、発病状況、治療の経過等を記載）（推定発病年月）	年 月		
③ 現在の病状、状態像等（該当する項目を○で囲んでください。現在は状態が安定しているが医療を中断すれば起こり得る症状については、◎で囲んでください。)			
(1) 抑鬱状態 1. 思考・運動抑制 2. 易刺激性・興奮 3. 憂鬱気分 4. その他 ()			
(2) 躁状態 1. 行為心過 2. 多弁 3. 感情高揚・易刺激性 4. その他 ()			
(3) 幻覚妄想状態 1. 幻覚 2. 妄想 3. その他 ()			
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1. 興奮 2. 昏迷 3. 拒絶 4. その他 ()			
(5) 統合失調症等残遺状態 1. 自閉 2. 感情平板化 3. 意欲の減退 4. その他 ()			
(6) 情動及び行動の障害 1. 爆発性 2. 暴力・衝動行為 3. 多動 4. 食行動の異常 5. チック・汚言 6. その他 ()			
(7) 不安及び不穏 1. 強度の不安・恐怖感 2. 強迫体験 3. 心的外傷に関連する症状 4. 解離・転換症状 5. その他 ()			
(8) 意識障害 1. せん妄 2. もうろう状態 3. その他 ()			
(9) 精神作用物質の乱用及び依存等 1. アルコール 2. 覚醒剤 3. 有機溶剤 4. その他 ()			
(10) 知的・記憶・学習等の障害 1. 乱用・依存 2. 残遺性・選発性精神病性障害 3. その他 ()			
(11) その他 () 1. 知的障害 (精神遅滞) 2. 軽度 3. 中等度 4. 重度 5. 重度 6. 認知症 7. その他 ()			
(12) 広汎性発達障害関連症状 1. 相互的な社会関係の質的障害 2. コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3. 限定的常同的・反復的な関心と活動 4. その他 ()			
(13) その他 ()			

※ 整理番号	(新・継・再)	※ 判定①	否	保	※ 判定②	否	保
--------	---------	-------	---	---	-------	---	---

④ ⑤の病状、状態像の具体的程度、症状、検査所見等継続的な医療の必要性が分かるように記載してください。また、その病状、状態像等が精神病か、あるいはそれと同等の病態であるのか、そしてそれが持続、あるいは消長を繰り返すのかについて分かるように具体的に記載してください。

⑥ 現在の治療内容（該当する項目を○で囲んでください。)

1. 投薬内容
ア. 抗精神病薬 イ. 抗鬱薬 ウ. 抗不安薬 エ. 感情調整薬 オ. 睡眠導入薬
カ. 抗てんかん薬 キ. その他 ()
ク. 精神療法等

2. 精神療法等
ア. 通院・在宅精神療法 イ. 標準型精神分析療法 ウ. 通院集団精神療法 エ. 精神科デイケア
オ. 重度認知症デイケア カ. 精神科作業療法 キ. てんかん指導 ク. 精神科訪問看護・指導
ケ. その他 ()

⑦ 今後の治療方針（計画的集中的な治療を継続して行う必要性がある場合は、それが分かるように記載してください。)

⑧ 「重度かつ継続」に関する意見
A. 該当 B. 非該当（申請しない場合も含む。)

⑨ 現在の障害福祉サービス等の利用状況（該当する項目を○で囲んでください。)

1. 障害者自立支援法に規定するサービス(ア 自立訓練(生活訓練)、イ 共同生活援助(グループホーム)、ウ 共同生活介護(ケアホーム)、エ 居宅介護(ホームヘルプ)、オ 重度訪問介護)

2. その他 ()

⑩ 備考
上記のとおり診断します。
医療機関の名称
医療機関の所在地
電話番号
科名
診療科名
医師氏名（自署または記名捺印)

注意 1. ※の欄は記入しないでください。
2. ICDコードは、ICD-10（国際疾病分類第10版、WHO）に準じ、文字数字コード3桁又は4桁レベルで記載してください。
3. 必要な事項については空欄が無いように全て記載してください。特に、「重度かつ継続」に該当する場合は、その要件を満たす診断書の記載内容が必要ですので、その点について十分考慮して記載してください。

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第6号による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県道路占用規則の一部を改正する規則

山形県道路占用規則（昭和30年8月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「図面」を「図面及び写真」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第194号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した蔵王国定公園に関する公園事業の一部の概要は、次のとおりである。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公 園 事 業 の 名 称	事 業 地	施 設 の 規 模
お清水刈田線道路（歩道）事業	（路線）	路線距離 1.1キロメートル
	起点 上山市永野字蔵王山（御田ノ神） 終点 上山市永野字蔵王山（県境）	

山形県告示第195号

山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）第4条第2項の規定により、山形県身体障がい者保養所東紅苑の利用時間を次のとおり承認した。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用時間

宿泊のための利用にあつては午後2時から翌日の午前10時まで、休憩のための利用（入浴のみの利用を除く。）にあつては午前10時から午後3時まで、会議のための利用及び休憩のための利用（入浴のみの利用に限る。）にあつては、午前10時から午後4時までとする。

2 適用期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第196号

山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）第6条第2項の規定により、山形県身体障がい者保養所東紅苑の利用料金を次のとおり承認した。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金			
		身体障がい者	社会福祉関係者	身体障がい者の介添者	
				大 人	小学生及び中学生
宿泊（素泊り1人1泊）		2,800円	3,560円	3,560円	2,900円
休憩 （1人）	入浴のみ	150円		150円	150円
	上記以外の場合	880円		1,010円	1,010円
会議	30畳以上の室	4,630円			
	30畳未満の室	3,080円			

備考 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する障がいのある者の介添者（1人に限る。）に係る利用料金の額は、「身体障がい者」の欄に掲げる額とする。

2 適用期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第197号

山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）第4条第2項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用時間を次のとおり承認した。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用時間

宿泊のための利用にあっては午後4時から翌日の午前10時まで、休憩及び会議のための利用にあっては午前10時から午後4時までとする。

2 適用期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第198号

山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）第6条第2項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金			
		老人、母子家庭の母子、寡婦及び身体障がい者	社会福祉関係者	介 添 者	
				大 人	小学生及び中学生
宿泊 （素泊り1人1泊）	室を定員で利用する場合	2,660円	3,382円	3,382円	2,755円
	上記以外の場合	2,800円	3,560円	3,560円	2,900円
	室を4人以上で利用する場合	792円	909円	909円	558円

休憩（1人）	入浴みの場合	440円	505円	505円	310円
	上記以外の場合	880円	1,010円	1,010円	620円
会議	30畳以上の室を20人未満で利用する場合	4,630円			
	30畳以上の室を20人以上で利用する場合	2,315円			
	30畳未満の室を15人未満で利用する場合	3,080円			
	30畳未満の室を15人以上で利用する場合	1,540円			

2 適用期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第199号

山形県障がい者支援施設条例（平成18年3月県条例第21号）附則第9項の規定により、山形県立ワークショップ明星園の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 開館時間

午前9時から午後5時まで

2 休館日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 適用期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第200号

山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号）第14条第2項の規定により、山形県立ふれあいの家（以下「ふれあいの家」という。）の使用に係る料金を次のとおり承認した。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 料 金

料金の額は、ふれあいの家を使用する者の1月当たりの収入額に応じ次表に定める額とする。

収 入 額	料 金
160,000円以上	1室1月につき20,900円
130,000円以上160,000円未満	1室1月につき16,500円
100,000円以上130,000円未満	1室1月につき13,500円
70,000円以上100,000円未満	1室1月につき10,500円
70,000円未満	1室1月につき7,500円

(注) ふれあいの家の使用を開始することができる日が月の中途にある場合又はふれあいの家の使用を月の途中で終了する場合の当該月に係る料金の額は日割り計算によるものとし、その額は1月あたりの料金に12を乗じて得た額に、当該月におけるふれあいの家の使用に係る日数を365で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 適用期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

山形県告示第201号

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程を廃止する規程

山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程（昭和36年7月県告示第541号）は、廃止する。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 廃止前の山形県民有林林道等整備事業補助金交付規程に基づき補助金の交付の決定があった事業に係る実績の報告については、なお従前の例による。

山形県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 天童河北線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡河北町谷地字おその1287番2から 同 1293番乙まで	旧	16.0メートル } 9.5	メートル 64
同 上	新	40.0メートル } 13.0	メートル 496

山形県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県 道
- 路 線 名 長井大江線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡朝日町大字今平字八ヶ上538番1から 同 大字大船木字大淀478番8まで		旧	62.0 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 1,182
			4.5 }	
同	上		44.0 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 1,451
			7.2 }	
同	上	新	44.0 <small>メートル</small> }	同上
			7.2 }	

山形県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡大江町大字本郷字古城裏己41番から 同 大字左沢字原町176番1まで		旧	15.0 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 1,169
			4.4 }	
西村山郡大江町大字本郷字古城裏己41番から 同 字原田戊276番12まで		新	44.8 <small>メートル</small> }	<small>メートル</small> 92
			8.0 }	

山形県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字おその1287番2から
同 1293番乙まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月1日

山形県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字本郷字古城裏己41番から
同 字原田戊276番12まで
- 3 供用開始の期日 平成23年4月1日

山形県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 梨郷赤湯停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
南陽市中落合字前田96番から 同 字高田112番まで	旧	11.8メートル } 11.6	メートル 120
同 上	新	13.1メートル } 11.6	同 上

山形県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 梨郷赤湯停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市中落合字前田96番から
同 字高田112番まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月25日

山形県告示第209号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の部分を次のとおり指定した。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場線
- 3 指定した道路の部分の区間 南陽市二色根字上氷堂7番5から
同 赤湯字馬町北947番3まで
- 4 指定年月日 平成23年3月25日

山形県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木地山九野本線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
長井市平野字北脇ノ沢4164番17から 同 平山字小蹴2750番2まで	旧	95.5 <small>メートル</small> } 5.8	<small>メートル</small> 4,192
長井市平野字北脇ノ沢4164番21から 同 平山字小豆沢2760番1まで	新	98.0 <small>メートル</small> } 6.5	<small>メートル</small> 3,642

山形県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 長井大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡白鷹町大字鮎貝字遠藤清水五1039番4から 同 字八幡六1532番7まで	旧	32.8 <small>メートル</small> } 18.4	<small>メートル</small> 217
同 上	新	32.8 <small>メートル</small> } 18.4	同 上

山形県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 木地山九野本線
- 2 供用廃止の区間 長井市平野字北脇ノ沢4164番17から
同 平山字小蹴2750番2まで
- 3 供用廃止の期日 平成23年3月25日

山形県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 木地山九野本線
- 2 供用開始の区間 長井市平野字北脇ノ沢4164番21から
同 平山字小豆沢2760番1まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月25日

山形県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成23年3月25日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 長井大江線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字遠藤清水五1039番4から
同 字八幡六1532番7まで
- 3 供用開始の期日 平成23年3月25日

山形県告示第215号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大井戸沢	別紙図面のとおり	土石流
上島水上沢	別紙図面のとおり	土石流
上島沢	別紙図面のとおり	土石流
中村水上沢	別紙図面のとおり	土石流
桧原沢5	別紙図面のとおり	土石流
木戸口沢	別紙図面のとおり	土石流
桧原水上沢	別紙図面のとおり	土石流
姥沢	別紙図面のとおり	土石流
弥助沢	別紙図面のとおり	土石流
南沢	別紙図面のとおり	土石流
西原沢	別紙図面のとおり	土石流
東原沢	別紙図面のとおり	土石流
稲荷沢	別紙図面のとおり	土石流
東の沢	別紙図面のとおり	土石流
日影沢	別紙図面のとおり	土石流

新田沢	別紙図面のとおり	土石流
百目木沢	別紙図面のとおり	土石流
蟹沢	別紙図面のとおり	土石流
滝ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
不動沢	別紙図面のとおり	土石流
夫婦沢	別紙図面のとおり	土石流
百目木沢1	別紙図面のとおり	土石流
百目木沢2	別紙図面のとおり	土石流
藤七沢	別紙図面のとおり	土石流
沢口沢	別紙図面のとおり	土石流
後沢	別紙図面のとおり	土石流
コヤブ沢	別紙図面のとおり	土石流
根子沢2	別紙図面のとおり	土石流
大豆粉沢	別紙図面のとおり	土石流
山門下	別紙図面のとおり	土石流
上ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
蛇喰沢	別紙図面のとおり	土石流
中上	別紙図面のとおり	地滑り
黒淵2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
黒淵1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼山3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼山2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼山1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼山1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

沼山1-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
原1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
原2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田代-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田代-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
立目	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
兵助新田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
日影	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
萱野	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上の沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中上	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
根子-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
根子-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
根子-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
見附	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに西川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第216号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
台沢	別紙図面のとおり	土石流
丸木沢1	別紙図面のとおり	土石流
丸木沢2	別紙図面のとおり	土石流
丸木沢3	別紙図面のとおり	土石流

カルコ谷津	別紙図面のとおり	土石流
外楯沢	別紙図面のとおり	土石流
十二沢	別紙図面のとおり	土石流
ワラ口沢	別紙図面のとおり	土石流
荒小屋	別紙図面のとおり	地滑り
荒屋敷－1	別紙図面のとおり	地滑り
荒屋敷－2	別紙図面のとおり	地滑り
小屋－1	別紙図面のとおり	地滑り
小屋－2	別紙図面のとおり	地滑り
外楯－1	別紙図面のとおり	地滑り
台－1	別紙図面のとおり	地滑り
台－2	別紙図面のとおり	地滑り
大里林－1	別紙図面のとおり	地滑り
大里林－2	別紙図面のとおり	地滑り
藁口	別紙図面のとおり	地滑り
大浦－1	別紙図面のとおり	地滑り
大浦－2	別紙図面のとおり	地滑り
小屋	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
外楯	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
荒屋敷1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

山形県告示第217号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梓山沢 1 - 1	別紙図面のとおり	土石流
梓山沢 1 - 2	別紙図面のとおり	土石流
梓山沢 2	別紙図面のとおり	土石流
八幡沢 2	別紙図面のとおり	土石流
八幡沢 3	別紙図面のとおり	土石流
八幡沢 1	別紙図面のとおり	土石流
桑山沢	別紙図面のとおり	土石流
台山沢	別紙図面のとおり	土石流
梓山沢 3 - 1	別紙図面のとおり	土石流
梓山沢 3 - 2	別紙図面のとおり	土石流
笹籬沢 2	別紙図面のとおり	土石流
笹籬沢	別紙図面のとおり	土石流
羽山沢 2	別紙図面のとおり	土石流
羽山沢 1	別紙図面のとおり	土石流
梓山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
笹籬	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
刈安	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

山形県告示第218号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三の入川	別紙図面のとおり	土石流

中里沢	別紙図面のとおり	土石流
大鷹川	別紙図面のとおり	土石流
川西沢3	別紙図面のとおり	土石流
川西沢2	別紙図面のとおり	土石流
川西沢1	別紙図面のとおり	土石流
川西沢4	別紙図面のとおり	土石流
中央沢	別紙図面のとおり	土石流
萱の入川	別紙図面のとおり	土石流
川中島沢3	別紙図面のとおり	土石流
川中島沢1	別紙図面のとおり	土石流
川中島沢2	別紙図面のとおり	土石流
金山沢1	別紙図面のとおり	土石流
金山沢4	別紙図面のとおり	土石流
中北沢	別紙図面のとおり	土石流
片岡沢	別紙図面のとおり	土石流
最上坂	別紙図面のとおり	土石流
西坂	別紙図面のとおり	土石流
山の川	別紙図面のとおり	土石流
小滝下沢2	別紙図面のとおり	土石流
宮ノ下沢2	別紙図面のとおり	土石流
宮ノ下沢1	別紙図面のとおり	土石流
井戸開川	別紙図面のとおり	土石流
居残沢1	別紙図面のとおり	土石流
居残沢2	別紙図面のとおり	土石流

筋沢2	別紙図面のとおり	土石流
筋沢1	別紙図面のとおり	土石流
小滝下沢1	別紙図面のとおり	土石流
下荻下沢1	別紙図面のとおり	土石流
虫沢	別紙図面のとおり	土石流
板宮沢	別紙図面のとおり	土石流
通口沢	別紙図面のとおり	土石流
小滝上沢1	別紙図面のとおり	土石流
小滝上沢2	別紙図面のとおり	土石流
中堀-1	別紙図面のとおり	地滑り
中堀-2	別紙図面のとおり	地滑り
中堀-3	別紙図面のとおり	地滑り
中堀-4	別紙図面のとおり	地滑り
中堀-5	別紙図面のとおり	地滑り
下荻-2	別紙図面のとおり	地滑り
荻-1	別紙図面のとおり	地滑り
荻-2	別紙図面のとおり	地滑り
荻-3	別紙図面のとおり	地滑り
太郎-1	別紙図面のとおり	地滑り
太郎-2	別紙図面のとおり	地滑り
太郎-3	別紙図面のとおり	地滑り
太郎-4	別紙図面のとおり	地滑り
西山-1	別紙図面のとおり	地滑り
西山-2	別紙図面のとおり	地滑り

八丁坂	別紙図面のとおり	地滑り
鍋滝－1	別紙図面のとおり	地滑り
鍋滝－2	別紙図面のとおり	地滑り
鍋滝－3	別紙図面のとおり	地滑り
赤山－1	別紙図面のとおり	地滑り
赤山－2	別紙図面のとおり	地滑り
赤山－3	別紙図面のとおり	地滑り
赤山－4	別紙図面のとおり	地滑り
金山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
黒在家	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中北2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中北	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝3－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝3－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝6	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝7	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
萩－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
萩－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
筋	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
酒町2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
酒町1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝2－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝2－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下萩下1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

下萩下2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下萩2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下萩1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下萩1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下萩3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下萩4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝5	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

山形県告示第219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
トビヤ沢	別紙図面のとおり	土石流
ヨシヤ沢	別紙図面のとおり	土石流
矢種沢	別紙図面のとおり	土石流
滝倉	別紙図面のとおり	土石流
マキツ沢-2	別紙図面のとおり	土石流
市野沢	別紙図面のとおり	土石流
沢中西沢	別紙図面のとおり	土石流

沢中	別紙図面のとおり	土石流
マキノ沢	別紙図面のとおり	土石流
古屋敷ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
玉川新田沢	別紙図面のとおり	土石流
七助沢	別紙図面のとおり	土石流
玉川北沢	別紙図面のとおり	土石流
下新田沢	別紙図面のとおり	土石流
沢入沢	別紙図面のとおり	土石流
宮ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
堂ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
松沢	別紙図面のとおり	土石流
吉ヶ沢	別紙図面のとおり	土石流
ウルイ沢	別紙図面のとおり	土石流
ヒンド沢	別紙図面のとおり	土石流
朴ノ木沢	別紙図面のとおり	土石流
定ノ口沢	別紙図面のとおり	土石流
室小屋沢	別紙図面のとおり	土石流
玉川ー1	別紙図面のとおり	土石流
玉川ー2	別紙図面のとおり	土石流
深沢	別紙図面のとおり	土石流
小倉沢	別紙図面のとおり	土石流
五味沢北一ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
宮沢	別紙図面のとおり	土石流
小小倉沢	別紙図面のとおり	土石流

石滝沢	別紙図面のとおり	土石流
一ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
住吉沢	別紙図面のとおり	土石流
小股	別紙図面のとおり	土石流
小股沢－1	別紙図面のとおり	土石流
小股沢－2	別紙図面のとおり	土石流
後ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
柳沢	別紙図面のとおり	土石流
裏ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
城ヶ沢	別紙図面のとおり	土石流
驚	別紙図面のとおり	土石流
荒沢	別紙図面のとおり	土石流
焼山	別紙図面のとおり	土石流
焼山沢	別紙図面のとおり	土石流
焼山沢東沢	別紙図面のとおり	土石流
長沢	別紙図面のとおり	土石流
ロウカナ沢	別紙図面のとおり	土石流
沢入沢	別紙図面のとおり	土石流
松崎沢	別紙図面のとおり	土石流
水上沢－2	別紙図面のとおり	土石流
今市	別紙図面のとおり	土石流
沢口沢	別紙図面のとおり	土石流
尻無沢	別紙図面のとおり	土石流
貝少	別紙図面のとおり	土石流

小野沢	別紙図面のとおり	土石流
白子沢	別紙図面のとおり	土石流
沢田沢	別紙図面のとおり	土石流
百子沢	別紙図面のとおり	地滑り
遅越	別紙図面のとおり	地滑り
明沢	別紙図面のとおり	地滑り
滝留	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに小国町役場において縦覧に供する。

山形県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上島沢	別紙図面のとおり	土石流
中村水上沢	別紙図面のとおり	土石流
木戸口沢	別紙図面のとおり	土石流
桧原水上沢	別紙図面のとおり	土石流
姥沢	別紙図面のとおり	土石流
西原沢	別紙図面のとおり	土石流
東原沢	別紙図面のとおり	土石流
東の沢	別紙図面のとおり	土石流
新田沢	別紙図面のとおり	土石流
蟹沢	別紙図面のとおり	土石流

不動沢	別紙図面のとおり	土石流
夫婦沢	別紙図面のとおり	土石流
百目木沢2	別紙図面のとおり	土石流
藤七沢	別紙図面のとおり	土石流
コヤブ沢	別紙図面のとおり	土石流
根子沢2	別紙図面のとおり	土石流
山門下	別紙図面のとおり	土石流
上ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
蛇喰沢	別紙図面のとおり	土石流
黒淵2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
黒淵1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼山3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼山2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼山1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼山1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼山1-3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
原1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
原2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田代-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
田代-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
立目	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
兵助新田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
日影	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
萱野	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

上の沢	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
中上	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
根子ー1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
根子ー2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
根子ー3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
見附	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに西川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
丸木沢1	別紙図面のとおりに	土石流
丸木沢2	別紙図面のとおりに	土石流
丸木沢3	別紙図面のとおりに	土石流
外楯沢	別紙図面のとおりに	土石流
十二沢	別紙図面のとおりに	土石流
ワラ口沢	別紙図面のとおりに	土石流
小屋	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
外楯	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
荒屋敷1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

山形県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梓山沢1-1	別紙図面のとおり	土石流
梓山沢1-2	別紙図面のとおり	土石流
梓山沢2	別紙図面のとおり	土石流
八幡沢2	別紙図面のとおり	土石流
八幡沢3	別紙図面のとおり	土石流
八幡沢1	別紙図面のとおり	土石流
桑山沢	別紙図面のとおり	土石流
台山沢	別紙図面のとおり	土石流
梓山沢3-1	別紙図面のとおり	土石流
梓山沢3-2	別紙図面のとおり	土石流
笹籬沢2	別紙図面のとおり	土石流
羽山沢2	別紙図面のとおり	土石流
羽山沢1	別紙図面のとおり	土石流
梓山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
笹籬	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
刈安	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに米沢市役所において縦覧に供する。

山形県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三の入川	別紙図面のとおり	土石流
川西沢3	別紙図面のとおり	土石流
川西沢2	別紙図面のとおり	土石流
川西沢1	別紙図面のとおり	土石流
川西沢4	別紙図面のとおり	土石流
中央沢	別紙図面のとおり	土石流
萱の入川	別紙図面のとおり	土石流
川中島沢3	別紙図面のとおり	土石流
川中島沢1	別紙図面のとおり	土石流
川中島沢2	別紙図面のとおり	土石流
金山沢1	別紙図面のとおり	土石流
金山沢4	別紙図面のとおり	土石流
西坂	別紙図面のとおり	土石流
山の川	別紙図面のとおり	土石流
小滝下沢2	別紙図面のとおり	土石流
宮ノ下沢2	別紙図面のとおり	土石流
宮ノ下沢1	別紙図面のとおり	土石流
井戸開川	別紙図面のとおり	土石流
居残沢1	別紙図面のとおり	土石流
居残沢2	別紙図面のとおり	土石流
筋沢2	別紙図面のとおり	土石流
筋沢1	別紙図面のとおり	土石流
小滝下沢1	別紙図面のとおり	土石流

下荻下沢1	別紙図面のとおり	土石流
虫沢	別紙図面のとおり	土石流
板宮沢	別紙図面のとおり	土石流
小滝上沢1	別紙図面のとおり	土石流
小滝上沢2	別紙図面のとおり	土石流
金山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
黒在家	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中北2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中北	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝3-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝3-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝6	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝7	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
荻-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
荻-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
筋	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
酒町2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
酒町1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
小滝2-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下荻下1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下荻下2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

下萩 2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
下萩 1 - 1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
下萩 1 - 2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
下萩 3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
下萩 4	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
小滝 1 - 1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
小滝 1 - 2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
小滝 4	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
小滝 5	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

山形県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成23年3月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ヨシヤ沢	別紙図面のとおりに	土石流
矢種沢	別紙図面のとおりに	土石流
滝倉	別紙図面のとおりに	土石流
マキツ沢-2	別紙図面のとおりに	土石流
沢中西沢	別紙図面のとおりに	土石流
沢中	別紙図面のとおりに	土石流
マキノ沢	別紙図面のとおりに	土石流
古屋敷ノ沢	別紙図面のとおりに	土石流
玉川新田沢	別紙図面のとおりに	土石流

玉川北沢	別紙図面のとおり	土石流
下新田沢	別紙図面のとおり	土石流
堂ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
松沢	別紙図面のとおり	土石流
ウルイ沢	別紙図面のとおり	土石流
ヒンド沢	別紙図面のとおり	土石流
定ノ口沢	別紙図面のとおり	土石流
室小屋沢	別紙図面のとおり	土石流
玉川－2	別紙図面のとおり	土石流
五味沢北一ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
小股	別紙図面のとおり	土石流
小股沢－1	別紙図面のとおり	土石流
小股沢－2	別紙図面のとおり	土石流
柳沢	別紙図面のとおり	土石流
裏ノ沢	別紙図面のとおり	土石流
荒沢	別紙図面のとおり	土石流
長沢	別紙図面のとおり	土石流
ロウカナ沢	別紙図面のとおり	土石流
松崎沢	別紙図面のとおり	土石流
水上沢－2	別紙図面のとおり	土石流
今市	別紙図面のとおり	土石流
沢口沢	別紙図面のとおり	土石流
小野沢	別紙図面のとおり	土石流
白子沢	別紙図面のとおり	土石流

滝留	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
松崎	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並び小国町役場において縦覧に供する。

議 会 関 係

規 則

山形県議会規則第1号

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月25日

山形県議会議長 佐 貝 全 健

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年12月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中 「先物取引の事業・雑所得」 を 「先物取引の事業・譲渡・雑所得」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会関係

規 則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月25日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 中 山 眞 一

山形県公安委員会規則第2号

山形県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の定数の配分に関する規則(昭和34年9月県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

区 分	警 察 官			計	その他の職員	合 計	備 考
	警 視	警 部	警 部 補 巡査部長 巡 査				
警 察 本 部	58人	92人	450人	600人	218人	818人	警部補の総数は551人とし、巡査部長の総数は569人とする。
警 察 署	31人	89人	1,258人	1,378人	122人	1,500人	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

公 告

平成23年2月18日付け県公報第2220号で公告したA重油の調達に係る一般競争入札については、中止する。

Among the tenders announced publicly on February 18, 2011, the following products has been cancelled : A
Fuel Oil 4, 400kl

平成23年3月25日

山形県立中央病院長 小 田 隆 晴

平成23年 3月25日印刷
平成23年 3月25日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056